

知的障害のある

安永健太さん死亡事件 裁判へのご支援を



死亡
安永 健太さん(当時25歳)

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん（当時25歳）は、自転車で自宅に帰る途中に5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。

なぜ健太さんは亡くなったのかについて明らかにされず、ご遺族は裁判で明らかにすることを決断されました。

現在、「真相を明らかにしたい、このような事件をくりかえしてはならない」というご遺族の思いにより、民事裁判が行なわれています。

「もし警察官が、障害について理解をしていたら」「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」こんな事件は起こらなかったのではないのでしょうか。みなさまより支援いただきますよう、心よりお願いいたします。



健太さんのお父さま

支援募金口座

郵便振替 00190-0-665092 安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

※協力いただいた募金は、裁判費用や支援のための企画の開催費用に使用させていただきます。

安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

呼びかけ人・団体

浅野 史郎	神奈川大学特別招聘教授	市川 宏伸	日本自閉症協会副会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク専門委員	香山 リカ	精神科医
河西 龍太郎	弁護士	橘 文也	日本知的障害者福祉協会会長
中原 強	日本知的障害者福祉協会前会長	西村 直	きょうされん理事長
森 祐司	日本障害フォーラム政策委員長	全国手をつなぐ育成会連合会	知的障害者理解促進プロジェクト

賛同人

池田 香代子	翻訳家	徳田 靖之	弁護士
稲川 淳二	タレント、工業デザイナー	袴田 ひで子	無実の死刑囚 袴田巖の姉
竹下 景子	俳優	細川 佳代子	公益財団法人スペシャル オリンピックス日本名誉会長

<お問い合わせ先>

安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原 4-25-26 かしはらホーム内 TEL: 092-567-7766 FAX: 092-567-7788



安永健太さん死亡事件裁判へのご支援を

●作業所の帰り道に、警察官に取り押えられて亡くなってしまった健太さん

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、作業所から自転車で自宅に帰る途中に、5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。

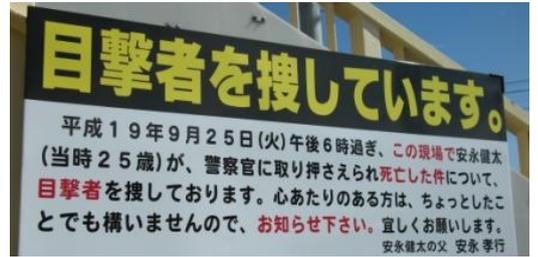
佐賀県警は、「停止命令に従わなかった」、「精神錯乱者として保護した」と説明しただけで、警察官が



佐賀市内の事故現場

馬乗りになりうしろ手に手錠までかけ、全身に100カ所以上の傷を負った健太さんが、「なぜ、亡くなったのか」について、まったく説明していません。

「健太は、スピーカーの大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と、お父さんは語っています。そのぐらい気の弱い、おとなしい人なのです。にもかかわらず裁判では、健太さんだけが、まるで凶暴な乱暴者にされ、2014年2月の佐賀地裁の判決は、死亡原因を明らかにしませんでした。



目撃者を捜しています。
平成19年9月25日(火)午後6時過ぎ、この現場で安永健太(当時25歳)が、警察官に取り押えられ死亡した件について、目撃者を捜しております。心あたりの方は、ちょっとしたことでも構いませんので、お知らせ下さい。宜しくお願いします。
安永健太の父 安永孝行

●傷つき、失望した遺族は、「真実を明らかにしてほしい」と控訴に立ちあがった

健太さんの遺族は、亡くなったことに心を痛めただけでなく、裁判において、精神錯乱者や凶暴な乱暴者というらく印をおされたことにも深く傷つき、さらに死亡原因を明らかにしなかった佐賀地裁の判決にも落胆し、深く失望しました。

しかし遺族は、「真実を明らかにしてほしい」、「二度と同じ悲劇をくり返してはならない」と願い、勇気を振りしぼって福岡高等裁判所に控訴しました。障害分野に精通した50人の全国的な弁護体制を整え、福岡高裁での控訴審が9月22日に行なわれました。全国から150人が集まるなかで傍聴は抽選となり、改めてその関心の高さが示されました。次回期日は12月15日となっています。



佐賀地裁の
民事1審判決
(2014年2月28日)

●裁判の目的は、すべての人たちに「障害への理解」をひろげること



「安永健太さん死亡事件を考えるつどい」
(2014年8月2日、福岡市)

この安永健太さん死亡事件は、健太さん一人の問題ではありません。すべての障害のある人とその家族にも、起こりえる事件といえます。「もし警察官が、障害について理解をしていたら」、「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」、こんな事件は起こらなかったといえます。

安永健太さんの死亡事件の裁判は、「すべての人たちに、障害についての理解をひろげる裁判」でもあります。

市民のみなさんからの支援を
心から呼びかけます。



福岡高裁での民事控訴審第1回期日
(2014年9月22日)